

地方独立行政法人山口県産業技術センター（素案）

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 役員(第7条—第10条)
- 第3章 業務の範囲及びその執行(第11条・第12条)
- 第4章 資本金等(第13条)
- 第5章 雑則(第14条・第15条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この地方独立行政法人は、産業技術に関する技術支援及び研究開発等を行うことにより、産業技術の向上を図るとともに、山口県における産業の振興、経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

■定款規定事項（地方独立行政法人法（以下「法」という。）第8条第1項第1号）

(名称)

第2条 この地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人山口県産業技術センター（以下「法人」という。）とする。

■定款規定事項（法第8条第1項第2号）

■名称の中に、「地方独立行政法人」という文字を使用しなければならない（法第4条第1項）

(設立団体)

第3条 法人の設立団体は、山口県とする。

■定款規定事項（法第8条第1項第3号）

(事務所の所在地)

第4条 法人は、事務所を山口県宇部市あすとぴあ4丁目1番1号に置く。

■定款規定事項（法第8条第1項第4号）

(法人の種別)

第5条 法人は、特定地方独立行政法人とする。

■定款規定事項（法第8条第1項第5号）

(公告の方法)

第6条 法人の公告は、山口県報に登載して行う。

■定款規定事項（法第8条第1項第10号）

■先行の地方独立行政法人の例を参考

第2章 役員

(定数)

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事3人以内及び監事2人以内を置く。

■定款規定事項（法第8条第1項第6号）

■理事の定数は、先行の地方独立行政法人の例を参考

(役員職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

4 理事は、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。この場合において理事が二人以上あるときは、あらかじめ理事長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

5 監事は、法人の業務を監査する。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は山口県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

■第1項…法第13条第1項において規定

■第2項…法第13条第2項の規定により、副理事長の職務及び権限を規定

■第3項及び第4項…法第13条第3項の規定により、理事の職務及び権限を規定

■第5項…法第13条第4項において規定

■第6項…法第13条第5項において規定

(役員の内命)

第9条 理事長及び監事の任命は、知事が行う。

2 副理事長及び理事の任命は、理事長が行う。

■第1項…法第14条第1項及び2項において規定

■第2項…法第14条第3項において規定

(役員の内期)

第10条 理事長の内期は、4年とする。

2 副理事長及び理事の内期は、4年とする。

3 監事の内期は、2年とする。

4 補欠の役員の内期は、前任者の残任内期とする。

5 役員は、再任されることができる。ただし、その内期は2年とし、通算して8年を超えることはできない。

■第1項…法第15条第1項により、理事長の内期を4年と規定

■第2項…法第15条第1項により、副理事長及び理事の内期を4年と規定

■第3項…法第15条第1項の規定により、監事の内期を2年と規定

先行の地方独立行政法人の例を参考

■第4項…再任が可能なことについては、法第15条第2項において規定

再任の場合は2年とし、チェック機能を設ける。

第3章 業務の内範囲及びその執行

(業務の内範囲)

第11条 法人は、次に掲げる業務を行う。

(1) 産業技術に係る試験、研究及び調査に関すること。

(2) 産業技術に係る相談、支援、普及及び活用に関すること。

(3) 試験機器等の設備及び施設の提供に関すること。

(4) 産業技術の研修に関すること。

(5) 産業技術に関する情報、資料の収集及び提供に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、産業技術の向上を図るために必要な業務に関すること。

■先行の地方独立行政法人の例及び現行の設置条例を参考

■定款規定事項 (法第8条第1項第7号)

(業務方法書)

第12条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

■法第22条第2項の規定により、業務方法書に記載すべき事項は、県の規則で定める。

第4章 資本金等

(資本金)

第13条 法人の資本金は山口県が出資する別表に掲げる資産について、出資の日現在における時価を基準として、学識経験者の意見を聴いて山口県が評価した価額の合計額とする。

■定款規定事項（法第8条第1項第9号）

■出資財産については、別表で土地、建物を規定

(解散に伴う残余財産の帰属)

第14条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を山口県に帰属させる。

■定款規定事項（法第8条第1項第11号）

■法第92条第2項の規定により、残余財産を山口県に帰属させることを規定

第5章 雑則

(委任)

第15条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

■組織、人事・給与、財務等に関する各種規程

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

■平成21年4月1日に登記により成立

別表（第13条関係）

1 土地

所 在	面 積 (単位 平方メートル)
宇部市あすとぴあ4丁目1番	49,540.30
宇部市あすとぴあ4丁目2番3	4,538.99

2 建物

種 類	所 在	床面積 (単位 平方メートル)
事務所・実験室	宇部市あすとぴあ4丁目1番地	15,712.67
実験室・倉庫	宇部市あすとぴあ4丁目1番地	157.67
車庫・倉庫	宇部市あすとぴあ4丁目1番地	73.22
事務所・実験室	宇部市あすとぴあ4丁目2番地3	891.00